

緊急！「居宅介護支援費の利用者負担導入についてのアンケート」 報告書（ダイジェスト版）

- （１）調査目的：社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、「居宅介護支援費の利用者負担導入」について、会員の意見を聞くため。
- （２）調査対象：一般社団法人日本介護支援専門員協会の会員
- （３）調査方法：協会ホームページの会員専用ページ上での web アンケート
- （４）調査時期：平成 22 年 11 月 18 日（木）17 時 ～ 平成 22 年 11 月 22 日（月）正午
- （５）回収状況：518 件

「居宅介護支援費の利用者導入負担は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることになります。利用者のサービス量負担はどのように変化しますか」等の質問をし、会員の意見を 11 ブロック単位で各 3 件抽出して掲載しました。

本アンケートは、単に賛成と反対を問うのではなく、サービス量、介護支援専門員、利用者、保険者それぞれの影響を聞いたものです。

すべての意見は後日当協会のホームページに掲載する予定です。

(1) 基礎集計

質問 1-1 回答者の年齢

項目	人数	%
20～29 歳	6	1.2%
30～39 歳	111	22.1%
40～49 歳	158	31.4%
50～59 歳	180	35.8%
60～69 歳	47	9.3%
70 歳以上	1	0.2%
合計	503	100.0%

質問 1-2 回答者の性別

項目	人数	%
男性	187	36.6%
女性	324	63.4%
合計	511	100.0%

質問 1-4 勤務先の種別

種別	人数	%
居宅介護支援事業所	399	77.5%
地域包括支援センター	49	9.5%
介護老人福祉施設	11	2.1%
介護老人保健施設	10	1.9%
介護療養型医療施設	2	0.4%
小規模多機能型居宅介護	2	0.4%
認知症対応型共同生活介護	4	0.8%
特定施設入居者生活介護	4	0.8%
現在、介護支援専門員の業務に就いていない	22	4.3%
その他	12	2.3%
合計	515	100.0%

質問 1-5 勤務先の種別「その他」の回答

- ・医療機関
- ・居宅介護支援事業所立ち上げ準備中
- ・勤務していません。
- ・現在就労しておりません。
- ・歯科医院
- ・社会福祉協議会
- ・社会福祉協議会の管理職兼法令遵守責任者
- ・社団法人
- ・職能団体
- ・町役場
- ・認定調査員

質問 1-6 特定事業所加算の有無

項目	人数	%
I	30	7.6%
II	136	34.4%
算定無し	229	58.0%
合計	395	100.0%

質問 1-7 介護支援専門員としての登録年数

項目	人数	%
3 年未満	53	10.3%
3～5 年未満	84	16.4%
5～10 年未満	205	40.0%
10 年以上	171	33.3%
合計	513	100.0%

質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無

項目	人数	%
有	239	46.5%
無	275	53.5%
合計	514	100.0%

質問 1-9 管理者か否か

項目	人数	%
管理者	298	58.4%
否	212	41.6%
合計	510	100.0%

(2) 会員の意見

①北海道ブロック

質問 1-1 年齢	39 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
認知症のある独居も多く、ヘルパーの量を減らさなければならない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
信頼関係が崩れる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
自己負担が発生すれば、言う事の聞かぬケアマネが人気になり、本人や家族の希望が 100%のプランとなり、ニーズとは離れたプランを作成しなければならなくなる。頑張っているケアマネは、ストレスがたまり、離職者が増える。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
情報量や介護保険を知らない人利用者作成する為に、利用者にとってマイナスになる。お金に余裕のある利用者が、良いサービスを受け、ない人は、本当はもっと良いサービスを受ける事が出来るのに、出来なくなり、余生を幸せに過ごす事が出来ない人が出てくる恐れがある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
利用者の奪い合いになる為に、専門的な判断でのニーズでは、ディマンドプラン作成ケアマネが増える。専門性はなくなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者の作業が増え、他の相談などの業務に影響がでる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
地域の実情や現在の現場などを知らない馬鹿な政治家や有識者はいない。高齢者様が、いつもまでも住み慣れた地域や自宅で、自分らしく生き生きとした生活を行う事を阻害するような改正はいらない。			

質問 1-1 年齢	52 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
当然、限度額ぎりぎりの方はサービス抑制せざるを得なくなるし、1 割分を含めたサービスプランを作成することになり、実際に受けるサービスが減少すると考える。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
より厳密なケアマネ業務（制度に精通し、質の高いマネジメント）が求められていることを再認識し、自己研鑽に励むか否かが重要になってくる。これまで手を抜いていたケアマネがいたとしたら厳しくなるのではないだろうか。事業所というより、個人に質が問われてくるように思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 3 同様			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランは当然と思える。世代が変わり、これからは団塊の世代がサービスを利用することになる。その際、これまで通りの高齢者の支援では到底通用しないと強く思っているところである。例えば、会話能力においては広い話題性が必要となるし、モニタリングを通じて対話できなければケアマネの必要性は薄くなるであろう。自立性・利用者本位を考えるとセルフケアをバックアップする体制作りにシフトする事業所も出てくるのではないかな。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
質問 5-1 同様			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
当然、大きな法人では赤字部門は廃止するであろう。むしろ、細々と続けている小さなところや独立型であればまだ生き残れるのかもしれないが・・・。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者は給付管理が大変になるだろうからそれだけを委託する事業が始まるのではないかと予想する。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
利用者負担を導入するということはケアマネはサービス事業所の一人ということになり、「公正・中立」はやはりうたい文句でしかないのかと思う。今でも、中規模以上の事業所をあつくり、大規模化しようとしているのだから、先ほどは独立型や一人ケアマネは細々と・・・と述べたが、益々寡占化は進み、大手介護事業所しか受注できなくなるのではないかな。やりがいと投げやりに薄給でもがんばっている者たちにとってはこのケアマネ業務から足を洗わざるを得なくなることだけは避けたいものだ。			

質問 1-1 年齢	28 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
ご利用者様は基本的に自分が受給している年金でサービス利用をしているので、利用者負担が必要となれば、金銭的な負担を減らすため利用しているサービスを抑制するようになると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
現在利用されている方の利用者負担が発生することで利用されなくなる、また、新たに利用される方が現れない可能性があり、経営が困難となると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
多くの利用されている方は、実際ケアマネジャーがどのようなことを行っているのかわからない部分が多いと思われ、実際に事業所との調整やプラン作成、請求事務などの作業を行い、業務の困難さで、必要なサービス利用を行わずに生活せざるを得ない方が増えるのではないかと思います。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の存在が必要なくなってしまうのではないかと思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 4 と同じ。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
現在の業務にセルフケアプランの確認・請求業務が追加されると保険者の業務負担は多大なものがあると思われます。地方の小さな町は、保険者の職員も少ない中で兼務しながら行っているのでスムーズに業務が進まないのでは？と思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対です。			

②東北ブロック

質問 1-1 年齢	53 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	岩手県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
1 か月 3 万円程度の年金受給者が多く、デイサービスに 2 回行きたくても 1 回にしている、訪問介護生活援助 1 時間を増やすのさへ躊躇する利用者がいます。そのような方に、介護保険料の他に、サービス利用料さらに居宅介護支援費まで負担しなさいということは、サービス利用をやめなさいということに等しいと思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
毎月利用者から介護支援費をいただくということになると、非常に身の引き締まる感じがします。それは私たちにとっては良いことです。しかしながら、ケアプランのサイクルでは何回も訪問をしながらアセスメントしサービスを組み立てる時期と、落ち着いて月に 1 回のモニタリングで良い時期とあります。30 名位担当していれば、今月は S さんが大変、でも Y さんは落ち着いているといった流れの中で 1 か月間の仕事をしています。それを毎月定額の支援費を払っているのだからいつも同じような関わりを要求されればパンクしてしまいます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
当事業所では、特地加算と特定事業所加算Ⅱを算定しています。そのほかに利用者によっては独居加算、認知症加算も算定しておりますので、居宅介護支援費は高くなります。事業所の質を高め特定事業所加算Ⅰを算定できるようにと目指しておりましたので、腰砕けの状態です。利用者はどうしても安い所を選ぶと思われます。その時に当事業所が利用者の立場に立って自立支援を行っているかをアピールすることはかなりの手間となります。その時間を利用者の支援に回したいというのが本音です。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフケアプランの作成の指導は包括で行うのでしょうか。時間的にも人数的にも大丈夫でしょうか。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
現状でも包括支援センターの役割を果たせていないのに、大丈夫でしょうか。ケアマネは困難事例に神経をすり減らし、支援を求めているのですが、、、。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	29 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	青森県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
私が担当させていただいている利用者様の 2 割程度が毎月限度額ギリギリで介護サービスを利用されています。その為、1,000 円分の介護サービス利用が削減されてしまうことが考えられます。経済的、負担も増大する事が考えられます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
「居宅介護支援費の利用者負担導入」に関してのご本人様、ご家族様へのご説明やサービス提供事業所との連絡調整などでかなりの業務量増大が考えられると思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
居宅契約者の軽減が考えられると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者様への混乱を招いたり、適切なサービス利用に繋がらない恐れが出てくると思われます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
元利用者様よりケアプランの作成する上での助言などを求められる事も考えられます。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
居宅契約者の軽減が考えられると思います。セルフプランになった場合のサービス担当者会議など招集が困難ではないだろうか。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
利用者様よりケアプラン作成に関しての多数の相談問い合わせが考えられると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
利用者様、ご家族様、居宅介護支援者、行政などそれぞれの立場にたってみても「居宅介護支援費の利用者負担導入」は負担だけが増えてしまうだけなのではと思います。			

質問 1-1 年齢	48 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	青森県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3～5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
限度額ぎりぎりか多少限度額を超えて、サービス利用をしながら在宅生活を送っている方のサービス料を調整しなければならない。利用者の状態により、医療ニーズが高い方や認知症の方を抱えている家族への身体的にも精神的にも負担が大きくなる。また、必要であるにも関わらず、利用できないことにつながる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
介護支援専門員は、公正に中立な立場で介護保険の中核的位置で、福祉医療とも連携し専門職として必要なサービスをアセスメントしているが、負担導入で利用者家族は自己中心的なサービスを求めることや追う金をもらって専門職としての意見や判断は通じなくなる。介護保険制度の根本的な理念が崩れ、介護保険制度そのものが崩壊すると思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質のよいケアマネジメントやサービス導入の崩壊。家族の都合のよいサービスや要望通りの調整を多く求められる。現在の業務内容に加えて、セルフケアプラン作成の支援を求められるようになり、本来すべきことが何か、居宅費にもならない業務が増えるのではないかと。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
高齢世帯や独居、障害世帯が多く、同居家族との折り合いなど家庭での問題を抱えている中、利用者自身や家族がケアプラン作成から請求業務までこなすことは困難である。高齢で理解力も低下する中、面倒な事は嫌がり、介護保険サービス離れが多くなり、孤独死や事故死の増加となる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の必要性が無くなる。または収入にならない業務に迫られる。 質の向上を目指して、研修を重ねよりよい介護支援専門員を目指していたが、必要ない。努力や振り返りもいらない。質の良し悪しは関係なくなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
単独で立ち上げた居宅介護支援事業所の廃業、セルフケアプランを手助けする、新たな悪徳業者が現れ、利用者の激減となる。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランで計画や担当者会議や請求業務等すべてのものが崩れるため、介護保険制度自体がいずれは崩壊する。保険料への影響も……。国保連の事務作業の混乱。不正があっても見つからないであろうさまざまな事がマイナスに働くと思う。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対。			

③北関東ブロック

質問 1-1 年齢	33 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	茨城県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	I	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3～5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者など国民年金受給者へのサービス量が制限されてしまい、本来の介護保険制度からかけ離れていってしまう危険性ははらんでいる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
事務手続き（利用料計算）や利用者からの無理難題を押し付けられてしまう（1 割負担をしている為、家族が強く出てきてしまい、マネジメント業務に支障が出る可能性がある。 また介護保険制度の創設時期と同じ制度改正の説明が多くなり、本来の介護支援専門員としてのモニタリング・アセスメントへの時間が割けなくなってしまう、実質サービス残業が多くなり、バーンアウトしてしまう介護支援専門員が増えてしまう。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
特定事業所を算定している事業所から算定していない事業所への移動がはじまり、サービスありきではなく金額ありきになってしまう。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
よくわからずセルフプランを作成することにより、サービスの適正利用ができなくなってしまう。保険者の担当によって同じ状態での格差が出てしまう。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
市町村からセルフケアを行なえるだけの能力があるとは到底考えにくい。ケアプランチェックといえども、ただ集めるだけで、その後なんの返答もない保険者が大半をしめており、保険者の業務が増え、適正化事業もどこかへいってしまうと、知識のないケアマネがそのままのさばってしまい、次回改正時にも居宅支援費の UP が望めなくなってしまう。厚生労働省は頑張っているケアマネがいることは理解しているものの、なんとなくケアマネを行っている人がいることを理解している為、低い人に支援費を合わせている現状がある。日本介護支援専門員で言っている支援費に到達することが到底困難になってしまう。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
今以上に新規利用者が少なくなり、状況によっては現状の利用者も減ってしまう可能性がある、収支バランスが悪くなり、事業所の経営がなりゆかなくなってしまう。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
適正化事業だけでなく、保険者の対応が大変になってしまう。一部の職員が疲弊してしまい、介護保険制度自体が崩壊してしまう。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費に関しては全額保険者負担の原則は固辞すべきであり、もし 1 割負担の導入がある場合、これは国が介護支援専門員不必要とみなされたに等しいと思っている。適正な加算をとり、24 時間対応をしているから特定事業所加算が算定できているのに、利用者負担ができてしまったら、居宅介護支援事業所が激安スーパー化してしまう。ただ介護支援専門員は物を売っているわけではなく、人と人とのかわりを生業としている為にも、利用者負担へは絶対に反対である。			

質問 1-1 年齢	49 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	群馬県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
デイサービスを一回減らす、ヘルパーを減らすなど、しなければならぬ方が出てくると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者も介護保険料を納めているのだからと権利を主張しています。今後は、さらに「公務員扱いの人にお金を払っている」という意識が出てくるため、いつでも困ったときに「すぐに来い」「何でも頼む」と今以上に権利を主張すると思います。中立公正に対応できなくなるような気がします。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
福祉用具貸与のみの利用者は、居宅支援事業所と関わらなくなり、利用者、家族にとって、孤立、閉じこもりがさらに進むと思います。介護放棄や虐待予防は防げないと思います。適切な利用であれば問題ありませんが、福祉用具貸与事業者は特に問題です。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
何のためのケアプランなのか？わからなくなります。ケアマネジャーの作成したケアプランは必要ない。また、意見やアドバイスは聞かなくても「サービス提供を受けて、在宅生活できる」とかわりを持たない人が増えるでしょう。学習意欲がなくなります。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
時間を割いて行ってきた職員研修や相談援助業務、自己研鑽、何のためのケアプラン作成なのか？わからなくなります。それと、大きな収入減です。 (私の事業所は一人ケアマネですが、現在、集中減算対象期間中です。予防～介護に変更になった方、それに地域包括支援センターから引き受けた困難事例、それぞれ、同一法人だったのです。個人経営なので、16 件～20 件程度でしたが、割り算すると 20 件/月でしたので、非常に厳しい仕打ちが続きます。計算高い事業所は利用者間のトレードしている状況。こんななかで、まじめにやっているケアマネジャーが損をする制度なんて、ばかばかしい。生活してゆけません。)			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
不正を見抜けなくなること。行政職が一件一軒、巡回する必要が出てくること。虐待、介護放棄が発見できなくなること。民生委員さん等の業務が増えること。今でも「使わせてやっている」姿勢の強い行政の圧力がいっそう強くなること。など考えました。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
特定事業所は、利用者が減るでしょうから、有能なケアマネジャー配属事業所との差はどこになるのか？本末転倒です。国も県も、そして法人等もが予算を使って教育したケアマネジャーは活躍する場を減らされてしまうようです。			

質問 1-1 年齢	56 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	茨城県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得世帯が多い現状ですので、必要なサービスも減らすことを考える利用者が出てくると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
本人の機能維持や重度化を防ぐ必要性についてなどの助言を行い、公正中立な立場で相談支援を行うよう努めていますが、時には指導的な助言が必要となるケースも多い状況です。利用者負担金をいただかなければならないことになれば、本人の状況や介護状況などで問題と感じても指導的には言いにくくなると思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
サービス利用についても控えるケースが出てくると考えます。バックのない小規模の事業所で現在も苦しいのですが、更に厳しい運営を迫られるのではないかと心配です。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
極端な例かもしれませんが、機能維持に向けてサポートしてきた利用者様も、お金を掛けたくない家族によって機能低下したり寝たきりにされてしまうこともありえると思います。特に虐待のケースの発見や対応が難しくなると考えます。経済的な不安も影響することが多いのでサービスを使いたがりませんから、セルフプランになったら中止することも考えられ、本人は孤立してしまい、悲惨な状況となることもあり得ます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランでは、病状の安定や機能維持に向けての視点は抜け落ち、使いたいサービスだけになるのではないのでしょうか？関わってきたケアマネの無力感につながるのではないのでしょうか？			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
収入減は確実でしょうから、不安です。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
不十分な理解でセルフプランを作ってくる方も多いでしょうから、保険者は個々の利用者家族への対応が大変になるでしょう。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
公正中立な立場で支援するためには、ケアマネの活動には利用者負担導入には反対です。			

④南関東ブロック

質問 1-1 年齢	57 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	埼玉県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス利用負担の 1 割に対しても経済的にきつい方が多いなか、介護保険サービス利用を適切に受けられるか不安。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
今のままでも事務負担が大きい。金銭が絡むと扱いの処理の事務負担も加わり、ケアプラン作成の妨げになる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
公平・中立な利用の妨げとなる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを適正に指導していく力が行政にあるのか。今のままでも住民に十分な説明ができていない場面を多く目にする。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護保険本来の目的から大きく外れていくことが予想される。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
本来の業務以外の問い合わせが増えると考えられる。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者の負担が大きくなり、住民へのサービス低下が心配である。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	58 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	東京都	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
重度の方ほど、負担がかかるので必要なサービスを削減せざるをえなくなる（今でも、限度額を超えないように調整に四苦八苦している）。それにより療養型に入院されている方も、在宅サービスへもどりにくくなる（意外と病状は安定しているのに退院できない方は、介護度 4・5 の方が多い）。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
自己主張型・権利意識の高い方・クレーマーなどの利用者とその家族を相手に本来業務以外の精神的負担が増える可能性がある。また、上記のような方であれば利用者本位を勘違いされ言いなりプランを強要される可能性がある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 3 と関係ありますが、利用者と家族へ行政より今まで以上の啓もう活動を事前に行い徹底されない限り、せっかく自立支援の本来像に近づき、維持・改善型のプランをサービス事業所と連携し改善率を上げていこうという形になってきたのに、また言いなりプランを作成せざるを得なくなる可能性がある（特に、1 人ケアマネや少人数の事業所）。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
共働き・独居・認知症の方が増えている状況で実際考えられない事態と混乱が起こる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
保険者が対応できるなら良いが、結局委託されるか、ただ働きが増える可能性が出てくる（相談のみ近所だからと来る）。その結果、本来業務に支障がおこってくる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 2 と同じ			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
本来業務ができなくなる。1 人 1 人の対応になるので、地域での活動（今は担当が決まっている）がおろそかになる。営業時間の変更が必要になる（夜間対応・土・日対応など）。改善型のプランより言いなりプランになる可能性が大。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
今、少数の方の強い意見により議論が進んでいるように思います。そうならないように介護支援専門員が、言いなりプランではなく改善型のプランを立てられるように全体のレベルアップをはかり、現状のまま公費負担で継続して行えるようにしていかなければと切に思います（現在の利用者と家族の方はケアマネの必要性を十分わかってくださっていますが、認知症の家族の会から出た意見が発端でこのような議論が展開されるようになりセルフプランができる家族がいるならそれもいいですが、全体で考えてほしいと思います）。			

質問 1-1 年齢	51 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	埼玉県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
確実に利用しにくくなります。中には国民年金でサービス料の支払いが 1 万円を超えないようにしたい方もいらっしゃるの、料金が超えないように調整しなくてははいけません。1,000 円あればデイサービスに 1 回は通所できます。入浴も食事もできます。命を削ることにもなりかねないです。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
中にはプラン作成を断念する人もいるかもしれません。相談もできない制度では、あつてないようなものになりかねない。お金持ちのみ利用できる福祉制度では困ります。料金を払えない方へのプラン作成援助が出来なくなり、ケアマネジャーの意欲の低下になります。資格はとつても働かないケアマネジャーが増えるのではないのでしょうか。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
1 割負担になり、利用者が減れば今でも赤字なのにますます運営が厳しくなり、当事業所のような零細企業では廃業も検討しないとなくなります。また経営からすると、集金できない利用者を切り捨てる事業所も出てくるのではないのでしょうか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
今の介護保険制度は複雑で、加算も多くシステム利用しないと給付管理の計算が出来にくい状況です。高齢な利用者さんが計算できたり、予定調整をすることは困難ではないのでしょうか。サービス事業所も混乱をきたします。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
自分で出来る方が増えることは、自立にもなるのでいいと思いますが、節約のためにセルフケアでは違うと思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
今後居宅支援事業所は運営が、ますます困難になると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者は適正なサービス利用か、自立支援になっているサービスか確認しなくてははいけませんので、事務作業も増えますが、市民への教育、指導がいまより増えると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
制度設立の理念である、介護の社会化が料金発生で相談も出来なくなり、介護保険制度自体の継続が危ぶまれます。高齢福祉の理念のノーマライゼーションが、介護保険設立で侵されてきているように思います。			

⑤北陸ブロック

質問 1-1 年齢	49 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	福井県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
減少する利用者の方が多いと思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
負担金なしが、定着している制度であるので、理解していただくのに大変な能力と時間が必要である。改正時に行政等はその理解を得るために事業所等が行うのが当然のようにし、その努力がみられないことが多いと感じている。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
減収になる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
適切なケアマネジメントができないように思う。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
減収以外特にない。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
減収以外特にない。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
適切な給付管理が難しいと感じる。事業所とのトラブルも予想され、その対応が保険者にできるか疑問。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	38	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	石川県	質問 1-4 勤務先種別	現在、介護支援専門員の業務に就いていない
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	-	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。 サービス量では、図りかねるような事情を抱えていらっしゃる利用者にとっては、制限せざるを得ない状況が発生すると思われます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。 介護支援専門員のサービス計画作成にかかる意識は高まるかもしれません。しかし一方で、利用者の権利意識の高まりとともに、やり取りに疲弊するかもしれません。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。 介護支援専門員のサービス計画作成にかかる意識は高まるかもしれません。しかし一方で、利用者の権利意識の高まりとともに、やり取りに疲弊するかもしれません。 各事業所のサービス計画作成にかかる姿勢や方針統一をはかり、介護支援専門員を守ること、そして、利用者へのサービスの質の均一の教育をきちんとすることが求められると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。 適切な情報が発信されていないと、居宅サービス事業所の利用に支障をきたす恐れがあります。地域住民に適切な情報発信を行うこと、居宅サービス事業所とのやり取りにかかる仲介機能を果たすこと、などに保険者の役割が増すと思います。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。 上記同様ですが、これまで以上に、保険者による情報開示が求められると思います。保険者による情報開示を、噛み砕いて伝える役割があるかと思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。 上記同様ですが、これまで以上に、保険者による情報開示が求められると思います。各介護支援専門員は、保険者による情報開示を、噛み砕いて伝える役割が求められ、事業所としても、伝え方を整理しておくことが求められます。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。 5-1 と同様。適切な情報が発信されていないと、居宅サービス事業所の利用に支障をきたす恐れがあります。地域住民に適切な情報発信を行うこと、居宅サービス事業所とのやり取りにかかる仲介機能を果たすこと、などに保険者の役割が増すと思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	54 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	富山県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
居宅介護支援費が利用限度に入ってくる事になれば、大変です。かなりの利用者の限度調整が必要になるか、自費分が増えて来ます。個別にはどのサービスを削るか等、新たな意向も確認が必要ですが。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者からは 1 円も頂く事無くプラン作成に当たると言う公正中立の基盤が揺らぎます。自信を持って提案出来るかどうか利用者の意向のみに押し切られる事も有るかも知れません。経済的に厳しい利用者に対して必要なサービスを自粛せざるを得なくなります。利用者負担の無い所で真摯な気持ちでマネジメントに携わっている自分の理念、やりがい感が喪失します。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
漠然とですが、居宅の理念の揺らぎ、自信を持つての提案等の自粛により、消極的な援助に傾くかな？と懸念致します。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
自立に向けたアセスメントに基づけるかどうか。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
信頼関係の揺らぎとケアマネの専門性への軽視等が発生するのか心配。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
仕事の依頼の減少により赤字経営と困難から閉鎖も有るかも。居宅間の良く無い競争から足の引っ張り合いと質の低下。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
給付の先読みが出来にくい。苦情相談、給付管理の急増による混乱。制度そのものが崩壊するかも。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
プラン作成のみならず、多岐に渡る相談援助として、介護サービスの不足による谷間を埋める様な活動を展開している、ケアマネの存続は利用者家族の最も身近で心強い味方だと自負しております。介護保険制度の何が一番優れているかと言ったら、私たちケアマネジャーと言う職種を世に送り出した事では無いでしょうか？その地味地な働きにより単に利用者だけでは無く、医療連携上、病院医療者も入退院のおりにも、又パックサービスによる保険者の給付削減にもメリットが有ったはずで、利用者負担に寄らないケアマネ活動の根拠として支援費は絶対これまで通りをお願いしたいです。細い年金暮らしの高齢者の負担と不安を煽る様な事は止めて欲しいです。			

⑥甲信越ブロック

質問 1-1 年齢	52 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。 利用者によっては減らす必要が生じます。介護保険の限度額に関わらず 1 ヶ月のサービス利用金額を設定している利用者は、その支援費分に相当するサービス量を減らさなくてはなりません。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。 「利用料を払っているのだから、俺の言うとおりにやれ」と、権利意識のある利用者などは主張してくることが予想され、それらに対して否といえないのではないかと考える。介護支援専門員の「公平」という立ち位置が脅かされるのではないかとと思われる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。 未払いの未集金が増加することが予想される。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。 高齢者にとって、介護保険法の主旨を理解してサービスを組み立てるということは、困難。「使いたいからお願いする。」というように、本人の意見が反映されたサービス内容になるかどうか、判断できる人がいない。今後の予測や予防を見通したサービス利用が難しいと思われる。体調や生活状況を考えた上で、生活に必要なサービスを導入するというのが、セルフプランでは出来ないのではないか。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。 しっかりした家族や利用者がセルフプランになることで、老老介護や独居、精神疾患や虐待などのいわゆる多問題ケースが多く残るのではないかと予想する。セルフプランの利用者とケアマネジャーの立案するプランの利用者との格差が生まれるのではないかと。その際に双方のプランが比較されるのではないかと。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。 収入の減少			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。 利用者や家族からの問い合わせなどに対して、窓口業務が急増することが予想される。介護保険法に不案内な市町村職員が、安易に対応することで、「ローカルルール」が増えてしまい、全国一律の法制度として成り立たなくなるのではないかと。それらを監督指導することが必要となり、結果として、保険者も県も国も煩雑な対応が必要なるのではないかと。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
意見を確認した利用者（家族）からは、「介護にかかる総費用がプラスになる。そのためケアマネのコストアップ分だけ調整（サービスの利用減）をしなければいけない」という意見と、「千数百円くらいならば払っていかれる」という意見がある。おおむねは「コストアップは勘弁してほしい」という意見になる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担を設けることでケアマネジメントの質が向上するという意見も聞かれているが、現在も報酬は得ていて、それに伴う社会的責任があることにはなんら代わりはない。質が向上するという意見の場合、現状では社会的責任を放棄し、質の低いケアマネジメントを垂れ流しているというだけのとんでもない意見である。また、利用者負担を設けることによって、「金を払っているんだから自分が使いたいサービスを使って何が悪い」という判断が生み出されてくると、生活の質の向上のためにケアマネジメントが存在できなくなる。ケアマネジャー不要論」が背景にあつての議論かと疑う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者にとって真のケアマネジメントを展開することで「俺の思うようなサービスを組み立てない」という感覚から、「言いなりになって動いてくれる事業所」への契約変更が促進されることが危惧される。それによって「自立支援」なんてものはただの宣言のみで、実効性がまったくないものになり、さらに保険給付額は、不必要なサービスを率先して組み入れていくことになるために増額するだけのことでしかない。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
ケアプランの作成は「提供する事業所を見つける」ことだけではない。「どのようなサービスを提供するのか」を考えることこそケアプランのもっとも大切なことであって、それが担保される保証はなく、セルフケアプランを増加させていくことは介護保険制度の本質にそむくものになりえる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
契約者の減少、セルフケアプランに対する無償の協力が増え、ケアマネジャーの手間ばかりが増える。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
顧客の減少、ケアマネジャーが本来必要でない業務に時間を割かれることによる本業の喪失。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者にとっては、プラン内容の確認の手間が増える。このとき確認者は、プラン内容を的確に判断する力が求められ、必要のないものを削除をしていくことも求められてくるが、それができる担当者は存在しえるのかが問題。それが担保されなければ「ただ何も確認せずに印鑑を押す」ということでしかなくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
財源だけで、それも小手先の、たかが 90 億円を節約するためだけに、将来にとんでもない禍根を残すことになる。こんなばかげたことを考えている暇があれば、もっと他にすべきことがあるはず。			

質問 1-1 年齢	-	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	長野県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。 利用者様の負担が増えることになると必要なサービスが利用できなくなる可能性があります。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。 原点に立ち戻り、今までなぜ利用者負担が無かったのか？の理由を考え直してください。今でさえわずかな報酬で燃え尽きるまで仕事をしている状況です。これ以上精神的な負担を強いるのであれば、はじめからこの職種を作らなければよかったのではないのでしょうか？あまりにも勝手な政策に労働意欲がなくなってしまいこの仕事をしたいと言う人がいなくなってしまいます。それがねらいなのでしょう吗？			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。 今でさえ、不適切なサービスを提供している事業所があり適正なサービスを提供していただけるように苦慮しています。身障者自立支援法によるサービスを利用していた方達が、制約の多い介護保険サービスを利用する状況が増えるでしょう。権利は大切ですが、秩序も何もなくなくなってしまい。まじめに仕事をしている事業所ほど敬遠されてしまうことでしょう。利用者負担を導入したところで介護保険費抑制は絶対にできず、さらに利用者様にとって良い影響をあたえることはないと断言できます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。 今でさえ権利意識の高まりと共に、辛い思いをしているケースが増えてきているのに、やる気のある介護支援専門員がいなくなり、これからしてみようと言う人材も少なくなっていくことでしょう。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。 質が向上し志をもった仕事をした結果に見合った報酬が得にくくなり経営が成りたたなくなる事が予想されます。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。 保険者は今ケアマネがしている業務をするだけの体力と、やる気があるのでしょうか。今でさえ介護認定結果が出るまでに 2 ヶ月～3 ヶ月かかり業務が停滞している事実が一向に改善されていない実情があり、さらに適正化を指導することが可能でしょうか。考えるまでもなくマンパワーが不足します。そのための人件費こそ税金のムダ使いそのものです。保険者の負担は市民の負担、結局は自分に戻ってきます。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。 居宅介護支援費の利用者負担導入を協議する前に、他にすべき事がもっと有るのではないのでしょうか？今でさえ悲鳴をあげながらも使命感を持って仕事をしている私たちをこれ以上苦しめないでください。制度施行時一番苦しんだケアマネジャー走りながら考えるなどと勝手な政策の犠牲者の集まりです。単純に計算してみても明らかです。			

⑦東海ブロック

質問 1-1 年齢	51 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	三重県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービスを控える傾向になると考えられます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
ケアプラン作成をセルフケアプランにする利用者が出てくると思います。それにより、居宅介護支援費が減少し、居宅介護支援事業所の経営がますます厳しくなると考えられます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
経営が苦しくなり、存続ができない居宅介護支援事業所が出てくると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
介護支援専門員が適切なケアプランを作成しているが、セルフケアプランになることで介護保険の適切な利用ができなくなる危険性が考えられます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の必要性がなくなるのではないのでしょうか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
経営が苦しくなり、存続ができない居宅介護支援事業所が出てくると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランになることで、保険者の仕事量は増え業務が滞る可能性が考えられます。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担は断固反対します。			

質問 1-1 年齢	49 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛知県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者で独居の場合や、家族と同居していても経済的援助を受けられない場合、直接サービス量に影響することは起こりうるかもしれない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担が導入されれば、ご利用者の方の中には、「介護支援専門員の給料は、自分が払っている」という認識をもたれる方が出てくるかもしれない。その場合、担当介護支援専門員が適切な助言をしても聞き入れてもらえず、いわゆる「御用聞きケアマネ」になってしまう危険性があると考えます。高齢者福祉が、介護保険制度導入によって「シルバー産業化」している今、唯一福祉的要素をもつ相談援助業務の居宅介護支援にまで利用者負担を導入することは、中立性および質の維持・向上の観点からも、断固反対である。そして、もし利用者負担導入になったとしたら、「福祉」とは一体何なのかを役人の皆さまに聞きたい！			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
事業所としての収入は増えるかもしれないが、その分介護支援専門員に対する要望や要求が増えてくるのではないかと。また、介護支援専門員が作成するケアプランの内容に納得できなければ、次々と居宅変更する利用者も増えるかもしれない。介護支援専門員が自分の要求どおりにケアプランを作成しなければ、「御用聞きケアマネ」のように、利用者のしたい放題のケアプランを作成してくれる介護支援専門員が良い介護支援専門員で、自立支援をうたい、必要のないサービスを導入しない介護支援専門員は悪い介護支援専門員という考え方をする利用者もでてくるのではないかと。ケアプランの自己作成が増えるかもしれないが、結局役所の仕事が増えて、役所に税金を投入するのであれば、利用者負担を導入する意味があるのかどうか疑問である。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを作成する人が増えることについては、悪いことではないと思う。しかし、役所がきちんと説明をして、対応してくれるのかどうか疑問である。また、利用者自身がサービスを探すことになるので、しっかりとした判断力をもつ利用者でなければ、介護サービス提供事業者の言いなりになる危険性もあるのではないかと。第三者から「セルフケアプランの方が、居宅に頼むよりいい。」と聞いて、セルフケアプランに切り替えたものの、プランの作成からサービス提供事業者への対応まで、すべて自分でしなければならなくなることで、余計疲弊される介護者が出てくるかもしれない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員に対する間違った認識をもつ人が増えるのではないかと。市町村が独自に行っているユーザー評価のアンケートの中に、「居宅の介護支援専門員は税金の無駄使い」と書いていた人がいらした。もし本当にそうならば、厚生労働省は何のために「介護支援専門員」という職を「介護保険制度の要」として、わざわざ新たに作ったのか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
居宅の依頼は減るかもしれない。介護支援専門員としての質が、今まで以上に問われると同時に、利用者の好き嫌いで介護支援専門員が選ばれるようになるのではないかと。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランが増えれば、保険者の手間は増える。仕事が増えれば、人手不足で職員の補充が行われ、税金が投入される。税金が投入されれば、市民が払う税金にはね返り、税金が高くなる。結局、居宅の仕事は減り、利用者の手間は増え、税金は高くなる。いいことは何もない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	55 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛知県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス利用を控えるようになる。負担額の増大により必要なサービスの利用ができなくなる恐れもある。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
今までも利用がなく支援費がないことも多いのに自己負担になると今まで以上に色々な要求が出て来る恐れがある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者の要求が増す。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
サービス事業者などに言われ必要でないサービスの利用が増える恐れがある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
法に従い担当者会議や毎月の訪問等などを実施しているがその事をわずらわしいと思われている方も多くセルフプランが増え統一性がなくなり大変な思いをして実施していることが無意味になるように思われる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用される方が減る。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者のやるべき仕事が増える。高齢者虐待などの問題点が把握しにくくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

⑧近畿ブロック

質問 1-1 年齢	60	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	大阪府	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス量は減少する。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者のデマンド（要求）が強くなり、自立支援とはかけ離れたプランとなる。ケアプランを依頼する利用者が減少し、失業する介護支援専門員が続出する。その役割が低下することにより、給料が下がる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者数の減少により、収入が激減し、収益が一段と悪化する。収益の悪化により、廃業に追い込まれる事業所が続出する。規模を縮小（介護支援専門員の人数減）する事業所が続出する。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを代行する事業者がでてくるのが懸念され、その弊害として、利用者の囲い込みが増加する、自立支援の原則にのっとった適正なケアプランとはかけ離れたものとなる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
一部の声として、介護支援専門員の質が向上することの期待がありますが、私はそうは考えません。セルフプランを代行する業者と比較されることにより、利用者のデマンド（要求）に沿ったケアプランとなり、「いうままプラン」が横行することとなります。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
当然のことながら、利用者数が減少する。収益の悪化を招く。事業所の縮小・廃止が大きく増える。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
当然、担当窓口は大混乱となる。現況の人員では対応しきれず、行政は当然担当者を増やすことになるが、このことにより支出が増大する。今回の利用者負担は財政上の理由からと思われるが、保険者にとって、介護保険の収支が改善するとは思われない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
自己負担を徴収しないことを前提に、制度設計がなされている。その前提条件が変わることによる大きな混乱は必至である。特に、自立支援の理念とはかけ離れたサービスが横行することとなる。また、システム自身が崩壊し、機能なくなることが懸念される。以上のような理由から、利用者負担を導入することには断固反対である。			

質問 1-1 年齢	34 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	大阪府	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得の利用者が現在利用しているサービス量が減るものと思われます。これは、言い換えれば弱者切りにも繋がりますので、「保険」とはいえないものだと思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
介護支援専門員の業務内容の説明責任をより明確化しなければならないと思います。基本的に、実質値上げは反発が大きいと思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
自立支援に反する要望（いいなりプランの作成に繋がる要望）が利用者・家族からより強く求められることが予想されます。当事業所は、特定事業所加算を算定しているので、他の事業所より負担額が上がりますが、それが、より利用者の減少に繋がることになると思います。行政が、決めた算定基準を頑張っただけでクリアしているのに、利用者には受け入れられない事業所になるのは本末転倒だと思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
私は、セルフプランを全面的に反対ですので、利用者への影響は、今と変わりはないと思われます。ただ、セルフプランを希望する方が増加すると思われます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランから居宅に変更になった利用者の初期対応等に苦勞すると思われます。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の減少が顕著に表れると思われます。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
まず、考えられるのが、保険者の仕事量が激増します。また、介護保険運営の質が大幅に低下したり、職員数の増加やランニングコストの増加等により公費の支出が増えますので、結果的に保険者の財政を悪化させると共に、10 年間培ってきた介護保険制度の信頼を一気に崩壊へと導く事になると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担導入が介護保険当初から見送られた経緯をしっかりと見つめ直し、財政バランスのみに視点を置いた改正の具材の一つにしないで欲しいです。ただ、今回の経緯を踏まえ、私たち介護支援専門員は、利用者の自立支援に基づいたマネジメント力をもっと向上させ、改正の度に題材に上げられないような強固な力を身につけていく事も必要だと思います。			

質問 1-1 年齢	37 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	兵庫県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
決定的に減少する。何かを削らざるを得ない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者に「金を払っている」という感覚が生まれ、要望が大きくなり抑えにくくなる恐れがある。今までは、できる限り対等であり、介護支援専門員がサービス抑制できていた部分がある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
徴収手数料という経済的負担を生み、事務負担の増加を生む。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
複雑な事務負担を担わなければなくなる。現在の介護認定更新手続きでも四苦八苦やっている状況で計画作成できる利用者は一握りであると思われる。また、計画作成できたとしても、使いたいだけ使い、何の目標もない計画となるであろう。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員不要論が増大する恐れがある。介護支援専門員は制度の担い手という役割があるため、それが機能しなくなれば介護保険制度自体が破綻するのは明らか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
潰れる。詳細は同上。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
事務負担の増大。職業として介護支援専門員がケアプランを立てる事自体容易な事ではないため、素人の利用者が計画するのは困難であり、そのフォローの担うのは必然的に保険者となる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
介護支援専門員の質、ひいては必要性が問われている現状ではあるが、それでも制度の担い手として適正なサービス利用、または過剰サービスの抑制という役割は十分に果たしていると思われる。財源確保というならば、介護支援専門員の事務負担を軽減し、居宅介護支援費の単価を一先ず下げた上で、担当件数の拡大した方が、よっぽど財源確保できるのではないであろうか。			

⑨中国ブロック

質問 1-1 年齢	37 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	広島県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3～5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者はサービス量の調整、減少が必要かと思われます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者負担分の支払いが現金か口座からの引き落としになるかは不明であるが、どちらにしても手続きや金銭の管理に新たな手間が発生し仕事量が増えると思われます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
1 割負担の支払いが困難な低所得者へはセルフケアプランを勧めるケースもあると思われます。現在私の事業所では 5 5 件前後の利用者がおられますが、件数が減少することはあっても増えることはないと思われます。担当件数の減少により経営が難しくなることも出てくると思います。また、1 割負担の導入により新たな書類作成や事務手続きが発生しますので、そのまま事業所の負担になると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
低所得者がセルフケアプランで介護保険を利用するケースが増えると思われますが、所得による配慮、減免も必要かと思われます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフケアプランが増えること自体に対しては反対ではありませんが、認知症や一人暮らし等のケースではケアマネが必要かと思われます。相対的に困難なケースの割合が増えるのではないのでしょうか。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
担当ケースの減少、事務手続きの増加が予想され、デメリットはあってもメリットはありません。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者の業務が増え、人件費の増加により結局は増税になると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費の利用者負担導入には断固反対です。			

質問 1-1 年齢	41 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	山口県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
国民年金程度の利用者は、負担が大きいためサービスを減らして欲しいと希望が増え、支給限度額内で算定するのであれば、通所は 2～3 回程度、訪問介護も週一回分ぐらい減らすことになる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
相談調整料で負担が生じるため、相談に応じるということは請求も生じということになり、利用者家族に関与しにくくなる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
負担があるなら相談しないというような利用者が増え、担当件数も減り、事業所収入も落ちる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者や家族だけでは、どのような支援が必要なのかという見極め選択、サービス事業所の調整や本当に必要なサービス内容の詳細確認、依頼ができないことになり、利用者がどうして良いのか分からずに困る。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
担当ではないのに結局分からないことの問い合わせや相談、書類作成などを度々受けることになり、後は自分でするから良いと無償で行うだけで時間をとられる。担当件数の減少ということにもなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質の向上のためにと特定事業所加算を受け、現在の担当件数を見込んで 3 人以上常勤ケアマネを配置していても、担当件数が減ることで赤字事業所が増え、事業所収入も減ることでケアマネのリストラも起こりうる。質も低下してくる。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランでは、保険者の窓口問い合わせや相談が増えたり、ケアマネの精査が行われなため、サービス事業所の積極的なサービス提供なども起こり、必要でないサービスも受けることになってサービスの押し売りなどが生じ、給付が増える。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
今まで専門職として研修を徹底的に受け、ケアマネジメントの質を向上させることで、利用者及び家族の生活を守り、医療との連携を図って地域の社会資源などにも働きかけ、保険だけに頼らない自立支援も支えてきたという思いがある。このような研修や専門的な仕事は何だったのか。専門的な支援が利用者家族にできるのなら社会で支える介護保険なんて最初からいらなかったのではないか。介護保険の要の役目といわれるが、結局何でも責任を押し付けられる都合が良い職種ではないか。利用者負担が生じれば、金銭的余裕が無い方々は保障が受けにくくなる。医療介護は人が生きていくうえで誰もが最低限の療養生活を遅れるという社会保障ではないのか、と疑問を多く感じる。			

質問 1-1 年齢	38 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	広島県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
確実に他のサービス料を減らしたり受診を控えるなどの給付抑制の方向に働く。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
保険料という公金を扱う立場でありながら、1 割負担を求めることは利用者に迎合したプラン作成・間違った意味での利用者満足度向上の仕事へと転換していく恐れがある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
前述のように利用者と制度と経営にケアマネジャーが板ばさみになる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
自己選択と自己決定は大切であるが専門家の援助を受けながら負担なくできることに意味がある。給付管理からセルフとなると高齢者世帯などは対応できない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
利用者の生活を考えるとセルフケアプランへの援助、あるいは許されないが 1 割負担を徴収せずに支援するということも考えざるを得ない。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
同上			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
現在のマネジメントの仕組みや担当者会議・医師との連携などが困難になり給付管理や制度そのものが崩壊する。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対です。			

⑩四国ブロック

質問 1-1 年齢	53 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	愛媛県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
居宅介護費の利用者負担が出る分、生活上必要と思われるサービス量を制限してくる事もあると思われる。 (要介護区分の変更申請後でも、生活上の支援が介護保険だけでは不足、自己負担が生じている利用者もいる)			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
1 割負担していると権利を全面に出して、自立支援とは沿わない要望をされる利用者、家族が出てくるかもしれない。中立、公正の立場での提案がし辛くなる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
特定事業所加算がない分、弊社を選択される利用者が増えるかもしれない。(しかし、介護支援専門員の専門性が評価されないのは、介護支援専門員が専門職と大きく社会で評価されず、利用者にとっては適切なサービス選択に繋がらなくなることが、心配です。他の専門職と対等にやりとりできる職種に発展する阻害因子になると思います。)			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
直近の心地よい状況に向けるだけのサービスを選択される傾向が出るのではないかと。その事で今後予測される状況の回避対応が遅れることが心配される。(広い視野に立った選択ができない)たとえば、同じ訪問介護でもそれぞれに特色があり、利用者の状況に応じて提案することがあるが、サービス事業所が直接利用者に宣伝する事が増えて、利用者とのミスマッチが増えて、サービス効果があがらない事が増えるかもしれない。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の減少になり、経営の存続ができなくなることもある。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
相談件数が増えて、従来の業務に支障をきたすことが出るかもしれない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
現在、介護保険でのサービスが無くて、病院から施設への橋渡しの支援を行った場合、無償での対応をしているが、それについて利用者負担を導入して居宅介護支援費を出して欲しい。			

質問 1-1 年齢	54 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	香川県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
多分、サービス量は減ると思う。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者から不満が出て、対応に苦慮すると思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者から不満が出て、対応に苦慮すると思う。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者が自己プランを立てることは難しく、混乱を招くと想像される。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランを立てる利用者と同等の立場になる事は今までの資格や研修が何だったのか不満が出ると思う。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者数が減る事業所の運営が厳しくなると思う。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
対応が大変困難になると思う。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
保険料、利用料が高くなるかもしれないのに、そのうえ、居宅介護支援費まで自己負担になると、利用者、家族から不満が増えると思う。居宅介護支援費は（だけでも）今まで通り、自己負担なしで継続して欲しい。			

質問 1-1 年齢	45 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	香川県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
たかが 1,000 円、されど高齢の利用者には 1,000 円でも負担増であると考えます。1,000 円あれば訪問介護サービスがもっと入れる、1,000 円あればデイサービスにもう一回行って気持ちよい入浴ができたり、お友達とおしゃべりができる。逆に、ケアマネに 1,000 円払わなければいけないからサービス利用を減らさなければならなくなる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
お金を払っているのだから・・・という意識が強くなると 今でも時間関係なく電話連絡が入ったり時間外対応に追われているのが もっと家族に求められるような支援を要求されるのが正直怖い。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
利用者負担により利用者がサービス利用をしなくなる我慢することが増える懸念。ケアマネの対応に対するクレームの増加。サービス利用の減少によって居宅介護支援事業所へも利用者減という現実に向き合わなければならなくなる懸念。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフケアプラン・・・本当にサービスを求めている利用者や家族にできるのか？ 悪徳業者の介入はないのか？			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
わからない			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
わからない。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
対応窓口の事務量の増加			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
介護を必要としている社会的に弱者である高齢者の方々に、これ以上精神的・経済的に負担をかけないでいただきたい。福祉・・・って何？			

⑪九州・沖縄ブロック

質問 1-1 年齢	39 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	沖縄県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。 沖縄県には低所得の高齢者が多く、また、高齢者を支えるご家族も低所得の場合が多い。その中で、介護サービスの利用を金銭的な理由から制限されている方も多く、施設への入所も出来ず、ぎりぎりの介護サービスで在宅介護が行われている現状がある。そういった、現状の中でたとえ 1,000 円の利用料といえども、無駄に出来ないという心理が働き、サービスの利用がスムーズに行えなく可能性が高い。相談、プランニングは無料という状況で気軽に介護支援専門員へ相談でき、金銭面の相談も行いながら、サービス利用が来ている現状が崩壊する可能性もある。そうすると、ご家族への更なる介護負担となり、高齢者虐待等の新たな問題へと発展する可能性もある。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。 本人とご家族との信頼関係構築にあたり、利用料が発生するとなると、集金や未納といった問題も出てくる。そうすると、気軽に相談出来るという状況では無くなり、信頼関係の構築に支障をきたす可能性が高い。また、場合によっては、利用者の一方的なサービスの希望を受け入れるしかなく、専門的な支援が出来なくなる可能性もある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。 集金や未納といった問題。また、経理的に負担が大きく、現状で事務員を置くことも出来ないの、管理者等への事務負担が大きくなり、事業所運営が難しくなる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。 要介護高齢者またがご家族に専門的な知識が必ずしもあるとはいえず、単に利用したい介護サービスを利用する状況がおこる。その結果、要介護状況の悪化やサービス事業所との直接のやりとりで不利益をこうむる可能性がある。また、本人に必要なサービスというよりご家族に必要なサービスに偏ることが考えられ、本人への権利侵害も可能性がある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。 セルフプランで単に利用したいサービスを利用出来るようになれば、これまで、介護支援専門員として培ってきた、知識や経験が社会へ還元されなくなり。また、介護支援専門員の存在意義さえ問われる事になる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。 利用件数の減少は直接、収入減へとつながり、経営悪化が予想される。そうすると、現在、行っている、行政への協力や地域支援といった、プランニング以外の事が出来なくなる可能性が高い。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。 給付に関するトラブルや効果や改善を期待出来ない介護サービス利用に財源が使われる事になる。地域支援で居宅介護支援事業所の協力は得にくくなる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。 かかりつけソーシャルワーカーとして給付の有無に関わらず、要介護高齢者の相談に応じている。相談無料とする事で実現出来ているので利用者負担導入には反対。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	大分県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
ご利用者へ 1 割負担をお願いすることは、困難と思われます。現在のサービス利用費も 1 割負担が重く支払えないために利用を差し控えられている方から、居宅支援費をいただくことは難しく、自己作成について助言を行う必要が出てくると考えられます。よって利用者は激減すると予想されます。具体的な量は予測不可能。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
制度改正の説明・同意をいただくという新たな負担が増えるうえ、1 割負担金の徴収など事務負担も増え、本来行うべき支援が十分に行えなくなることが予想され 精神的重荷となり今後介護支援専門員としての職を継続しがたい状況に陥るとおもわれます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
現在でも事業存続に不安のあるところ 事務量の増大など事業存続が困難な状況に陥る。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを作成できる方であれば問題ないと考えますが、これができるような方が介護認定を受けられている方の何割いらっしゃるのでしょうか・・・？ 弱いものいじめの介護保険では本欄の自立支援という目的は果たせないと考えます。「お金のある方は、ケアマネを利用でき、お金のない方は苦しくても自分で何とかしなさい」と言っているようなものです。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランの作成について助言や援助が必要となるが、それを指導するのは保険者の仕事と考えますがこれまで気づいてきた利用者との信頼関係を考えると心情的に助言等も行わざるをえないと思います。これについての報酬もないとすれば問題多々。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
経営が窮地に陥ること必然			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプラン作成の指導を十分に行い、ご利用者の不利にならないよう心して当たるべきであり。保健者の負担も増えることは言うまでもない。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費利用者負担は、介護保険制度の根幹を揺るがすものであり断じて導入を阻止すべきである。			

質問 1-1 年齢	50 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	熊本県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
経済的に負担が増えるならば生活する為にサービス利用を減らし利用者の自立とはかけ離れた支援となる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
金銭のやり取りが発生すれば訪問して相談支援する業務の中に遠慮あったり認知症など精神的な疾患を抱えた方とのトラブルが発生すると思われます。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
介護保険サービスを利用することへの躊躇が生まれ契約数の減少が考えられます。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
現行地域ではセルフケアプランは実施されていないが、書類作成に対する高齢者の受け止め方としては負担感が増加しサービス利用を控えるようになると考えます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
専門職としての意欲が無くなり他の職業を選択するケアマネが増えると思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
利用者の申し込みが減る事は事業所としての経営困難へと繋がり廃止又は規模縮小する居宅が増えケアマネの就職先も減ると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
手続き、書類作成、給付管理すべて窓口で指導又は代行しなければならなくなり介護保険の職員は対応する為に人員確保や対応する為のシステムの準備、指導する為の研修も必要となり対応出来る様になるまで時間が稼げると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
色々な生活環境、考え方を持つ利用者宅を一人で訪問し胸の内を伺い共に考えながら必要なサービスを提案するケアマネとして利用者に居宅介護支援を支払っていただく事はどんなトラブルが発生するか計り知れない。認知症の一人暮らしの方や高齢者二人暮らしの方との信頼関係を損なう事になりかねない。利用者負担導入には断固反対いたします。			